

広島県公安委員会告示第67号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、次の者を指定講習機関として指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年8月12日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

名 称	住 所	代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所		特定講習の種別	指定を行った年月日
			名 称	所 在 地		
株式会社広自センター	広島市西区観音新町 二丁目10番17号	川端 伸夫	広島中央自動車学 校	広島市西区観音新町 二丁目10番17号	取消処分者講習	平成28年7月27日